

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州における入州制限（農業従事者の必要事項等）

2020年4月30日
在ブリスベン総領事館

- 29日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相及びファーナー・農業産業開発・漁業大臣は、農家に対し、ワーキングホリデー・ビザ保持者等のQLD入州予定の季節的な農業従事者も、新型コロナウイルスの（COVID-19）感染予防措置に従う必要がある旨発表しました。
- 農業従事のためにQLD入州を予定する場合、入州許可証とともに以下の事項（入州前2週間の滞在地、QLD州における雇用確認文書及び雇用中の予定居所）の提示が求められます。また、新型コロナウイルス（COVID-19）流行地域（hotspot）から入州する場合は、自己又は雇用主負担による14日間の自己隔離を、業務開始前に行う必要があります。
- ワーキングホリデー・ビザ保持者で同一地域において3か月以上農業従事を予定されている場合には、総領事館又は領事事務所へ在留届を提出するようお願い申し上げます。

1 発表概要

全豪でも最大規模のQLD州における果物や野菜の収穫には、向こう6か月間で月平均最大1万人の熟練・非熟練農業従事者が必要であるが、右従事者もCOVID-19感染予防措置に従う必要がある。

（1）ワーキングホリデー・ビザ保持者等の全てのQLD入州予定の季節労働者は入州許可証とともに、以下の事項の提示が求められる。

- ・ 入州前2週間の滞在地
 - ・ QLD州における雇用確認文書
 - ・ 雇用中の予定居所
- が求められます。

※入州許可証については、以下（英文のみ）をごらん下さい。

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

（2）新型コロナウイルス（COVID-19）流行地域（hotspot）から入州する場合には、自己又は雇用主負担による14日間の自己隔離を、業務開始前に行う必要がある。

※流行地域（hotspot）については、以下（英文のみ）をごらん下さい。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

(3) 以下の地域において、季節的な農業従事者の高い需要が存在する。

- ・ワイド・ベイ・バーネット (Wide Bay Burnett)
- ・ケアンズ (Cairns)
- ・モートン・ベイ・ノース (Moreton Bay North)
- ・ダーリン・ダウンズからマラノアにかけて (Darling Downs-Maranoa)
- ・マッカイ, アイザックからウィットサンデーにかけて (Mackay-Isaac-Whitsunday)

※パラシェ首相及びファーナー大臣連名の29日付メディア・リリースについては、以下の原文(英文のみ)をごらん下さい。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/4/29/queenslands-annual-harvest-season-can-go-ahead-safely-and-effectively-during-covid19>

2 豪州における感染者数は、4月30日午前6時時点の連邦保健省の発表によれば、6,746例となっており、QLD州における感染者数は同日正午時点の州保健省発表によれば、1,033例(過去24時間以内に確認された新症例数0, 総感染者数1,033, 現在の罹患者数84, 回復者数943, 入院中の罹患者数11, 死者6, 合計検査数108,137)となっています。常に最新の情報を入手の上、感染予防に努めて下さい。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>